

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250円	230円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下	D1 階層	2,900円	290円
		3,001～ 5,800円	D2 "	3,450円	350円
		5,801～ 8,700円	D3 "	3,800円	380円
		8,701～ 13,000円	D4 "	4,250円	430円
		13,001～ 17,400円	D5 "	4,700円	470円
		17,401～ 22,400円	D6 "	5,500円	550円
		22,401～ 28,200円	D7 "	6,250円	630円
		28,201～ 58,400円	D8 "	8,100円	810円
		58,401～ 75,000円	D9 "	9,350円	940円
		75,001～ 96,600円	D10 "	11,550円	1,160円
		96,601～ 121,800円	D11 "	13,750円	1,380円
		121,801～ 175,500円	D12 "	17,850円	1,790円
		175,501～ 221,100円	D13 "	22,000円	2,200円
		221,101～ 380,800円	D14 "	26,150円	2,620円
		380,801～ 549,000円	D15 "	40,350円	4,040円
		549,001～ 579,000円	D16 "	42,500円	4,250円
		579,001～ 700,900円	D17 "	51,450円	5,150円
		700,901～ 849,000円	D18 "	61,250円	6,130円
		849,001～1,041,000円	D19 "	71,900円	7,190円
		1,041,001以上	D20 "	全 額	左の徴収基準月額の10% ただし、その額が8,560円 に満たない場合は8,560円